

米国の現行国民所得主要勘定

(総合部会資料 No. 1-1)

I 国民所得・生産勘定

II 個人所得・支出勘定

項目	項目
1 雇用手報酬	24 個人消費支出(II-2)
2 賞金増給	25 国内民間総投資(V-1)
3 支払額(II-7)	26 財貨サービスの純輸出
4 支払を上回る発注分(V-11)	27 輸出
5 その他	28 輸入
6 社会保険に対する雇主負担(II-18)	29 政府の財貨サービス購入(II-1)
7 その他の労働所得(II-1)	
8 個人業主所得(I-12)	
9 個人賃貸料所得(I-15)	
10 法人所得と在庫品評価調整	
11 税控除前所得	
12 税負担(III-15)	
13 税控除後所得	
14 配当(II-16)	
15 未分配所得(V-12)	
16 在庫品評価調整(V-13)	
17 純利子(I-18)	
18 国民所得	
19 事業振替支出(I-21)	
20 間接事業税と税外負担(II-16)	
21 政府企業の経常剰余-補助金(II-10)	
22 資本減耗引当(V-14)	
23 統計上の不適合(V-16)	
国民総生産	国民総生産

項目	項目
1 個人税と税外負担(III-12)	7 賞金増給支払額(I-3)
2 個人消費支出(I-24)	8 製造業
3 耐久財	9 その他民間
4 非耐久財	10 政府
5 サービス	11 その他の労働所得(I-7)
6 個人貯蓄(V-10)	12 個人業主所得(I-8)
	13 企業および専門職業
	14 農家
	15 個人賃貸料所得(I-9)
	16 配当(I-14)
	17 個人利子所得
	18 純利子(I-17)
	19 政府が支払った純利子(II-9)
	20 振替所得
	21 企業(I-19)
	22 政府(II-7)
	23 (控除)社会保険に対する個人負担(III-19)
個人支出と貯蓄	個人所得

Ⅲ 政府収入・支出勘定

項目		項目	
1 財貨サービス購入 (I-29)		12 個人税および税外負担 (II-1)	
2 連邦		13 連邦	
3 国防 (売却を控除)		14 州および地方	
4 その他		15 法人所得税発生額 (I-12)	
5 州および地方		16 間接事業税および税外負担発生額 (I-20)	
6 振替支出		17 社会保障にたいする負担	
7 個人へ (II-22)		18 産主 (I-6)	
8 外国へ (IV-3)		19 個人 (I-23)	
9 純利子 (I-19)			
10 補助金—政府企業の経常余剰 (I-21)			
11 所得・生産勘定上の余剰または不足 (-) (V-15)			
政府支出と余剰		政府収入	

Ⅳ 海外取引勘定

項目		項目	
1 財貨サービスの輸出 (I-27)		2 財貨サービスの輸入 (I-28)	
		3 米国政府からの振替支出 (III-8)	
		4 海外純投資 (V-9)	
海外からの受取		海外への支払	

Ⅴ 総貯蓄・投資勘定

項目		項目	
1 国内民間総投資 (I-25)		10 個人貯蓄 (II-6)	
2 新建設		11 支払を上回る賃金発生分 (I-14)	
3 非農家住宅		12 法人未分配所得 (I-15)	
4 その他		13 法人在庫品評価調整 (I-16)	
5 生産者耐久施設		14 資本減耗引当 (I-22)	
6 企業在庫の増減		15 所得・生産勘定の政府余剰または不足 (III-11)	
7 非農家		16 統計上の不実合 (I-23)	
8 農家			
9 海外純投資 (IV-4)		総貯蓄と統計上の不実合	
総投資		総貯蓄と統計上の不実合	

(全般に対する注)

1. 出所; 商務省 *Survey of Current Business* 各年7月号
2. 括弧内の数字は、対統計上の勘定および項目を示す。
3. *U.S. Income and Output (Survey of Current Business の Supplement, 1958年11月刊)* において、従来の6勘定体系から、22に掲げた5勘定体系に変更され、現在に至るまで同一の様式が続けられている。上掲書ならびに毎年 *National Income Number (Survey of Current Business 7月号)* では、5勘定を *Summary Data* と称し、その他に、各勘定22には詳細な付属表が示される。その数は、上掲書において101表 毎年 *N1* 特集号では約80表である。

英国の現行国民所得勘定

総合部会資料 No. 1-2

1. 国民所得と支出

関連番号	国民総生産をつくり出す支出	関連番号	国民総生産の配分(要素所得)
	市場価格表示		
1	消費者の支出	13	雇用の所得
2, 3	公共団体の財貨サービスに対する支出	14	自営業主の所得 ⁽¹⁾
4	国内総固定資本形成	15	会社の総営業利潤 ⁽¹⁾
5	在庫品と仕掛品の物量的増加額	16	公共法人の総営業剰余 ⁽¹⁾
	市場価格表示の国内支出総計	17, 18	その他の公共企業の総利潤 ⁽¹⁾
6	輸出と海外からの所得	19	賃 賃 料
7	(控除) 輸入と海外への所得	20	誤 差
8, 9	(控除) 支出に伴う税		減価償却と在庫品評価調整前
10, 11	補助金		の国内所得総計
		21	(控除) 在庫品評価調整
		22	要素費用表示の国内総生産
		23	海外からの純所得
12	要素費用表示の国民総支出(国民総生産)	12	国民総生産
		24	資本減耗
		25	国民所得

(1) 減価償却および在庫品評価調整前。

2. 個人所得と支出

関連番号	税控除前の所得	関連番号	支 出
13a	賃 金	1	消費者の支出
13b	俸 給	27	海外への送金(純額)
13c	軍隊の現金現物給与		所得に対する税:
	雇主負担:	34a	支 払 額
13d	国民保険および健保	34b	租税準備への追加
13e	そ の 他	35	国民保険および健保負担
13	雇用の所得総計		経常支出総計
14a	専門職業者 ⁽¹⁾		
14b	農 家 ⁽¹⁾	36	差引残高: 減価償却および在
14c	その他の単独業主および組合 ⁽¹⁾		庫品評価調整前の
14	自営業主の所得総計 ⁽¹⁾		貯蓄
26	賃賃料, 配当および利子		
28, 29	国民保険の給付およびその他公		
	共団体からの経常贈与		
	個人所得総計 ⁽¹⁾		総 計

(1) 減価償却および在庫品評価調整前。

3. 法人所得処分勘定

関連番号	所得	関連番号	所得の処分
15, 16	連合王国における会社の総営業利益と公共法人の営業剰余 ⁽¹⁾	37a, 42a	配当および利子： 支払額
		38b, 43b	配当および利子準備への追加
	その他の法人所得：	39	海外へ支払われた税および送金
37a, 42a	海外で稼得された営業利潤		所得にたいする連合王国の税：
37b, 42b	営業外所得	40a, 42a	支払額
		40b, 42b	租税準備への追加
		41, 45	課税後および減価償却および在庫品評価調整前の未分配所得
	総計		総計

(1) 減価償却および在庫品評価調整前。

4. 一般政府（国民保険基金を含む）の歳入勘定

関連番号	収入	関連番号	支出
17	総営業所得 ⁽¹⁾	2	財貨サービスに対する経常支出
46	賃貸料、配当および利子	10	補助金
47	所得に対する税	28a	国民保険給付
48	資本に対する税	28b	個人へのその他の経常贈与
8	支出に対する税	56	負債利子
35	国民保険および健保負担	57	地方公共団体への経常贈与
49	外国政府からの経常贈与	52	海外への経常贈与
		53	資本勘定へのトランスファー
			支出総計
		54	減価償却および在庫品評価調整前の剰余
	総計		総計

(1) 減価償却および在庫品評価調整前。

5 地方公共団体の経常勘定

関連番号	収 入	関連番号	支 出
18	経営業所得 ⁽¹⁾	3	財貨サービスに対する経常支出
55	賃貸料、配当および利子	11	住宅補助金
9	地 方 税	29	個人への経常贈与
51	中央政府からの経常贈与	56	負債利子
		57	経常支出総計
			減価償却および在庫品評価調整前の経常剰余
	総 計		総 計

(1) 減価償却および在庫品評価調整前。

6 連合王国の統合資本勘定

関連番号	受 取	関連番号	支 払
	貯 蓄 ⁽¹⁾ ：	4	国内総固定資本形成
36	個 人	5	在庫品と仕掛品の物量的増加額
41	会 社	61	海外純投資
45	公共法人		
	中央政府：		
54	歳入勘定の余剰		
48	(控除)資本に対する税		
53	資本勘定へのトランスファー		
57	地方公共団体		
38, 43b	配当および利子準備への追加		
34b, 40b, 44b	租税準備への追加		
	減価償却および在庫品評価調整前の国民貯蓄総計		
20	(控除)在庫品評価調整		
	海外からの資本トランスファー：		
62	外国政府からの資本贈与(純額)		
60	その他の中央政府の受取		
21	誤 差		
	総 計		投資総計

(1) 減価償却および在庫品評価調整前。

7 外 国 取 引

関連番号	連合王国の借方	関連番号	連合王国の貸方
7a	商品輸入	6a	商品輸出および再輸出
7b	その他の財貨サービスの輸入	6b	その他の財貨サービスの輸出
7c	海外へ支払われた財産所得	6c	海外から受取った財産所得
7	輸入と海外への所得支払	6	輸出と海外からの所得受取
	経常トランスファー：	49	外国政府からのトランスファー
58	個人へ（純額）	60	その他の中央政府の受取
59	外国政府と国際機関へ		
	投資および融資：		
61	海外純投資		
62	（控除）海外政府からの資本贈与		
	投資および融資総計 ⁽¹⁾		
	総 計		総 計

(1) 国際収支台書に示される経常勘定の収支差に等しい。

(全帳に対する注)

1. 出所：英国中央統計局 *National Income and Expenditure*.
各年。

2. ここに掲げた1~7の勘定は、上掲書の *Summary Table* 1~7表に示される。この *Summary Table* には、「国民総生産の配分」、「最終産出の構成」、「産業別GNP」、「支出形態別GNP」（市場価格表示と要素費用表示）および「部門別、所得形態別GNP」も示される。

上掲書には、その他「不変価格による産出と支出」、「産業別投入、産出」、「個人部門」、「会社」、「公共法人」、「一般政府（国民保険基金を含む）」、「公共団体の統合」および「資本形成」の標題の下に詳細な付属表があり、その数は約60である。

国民所得勘定体系の設計について

(勘定体系小委員会報告第一次案)

目 次

I は し が き

II 基本方針

III 検討事項と勘定体系の設計

1. “国内”概念と“国民”概念について
2. 勘定体系の設計と推計値との関連
3. 国民主要勘定と付属表の体系
4. 各勘定項目の定義
5. 用語法の改訂その他 — むすび —

I は し が き

ここに提示した国民所得勘定体系(案)は、国民経済計算審議会第1回総合部会において選任された勘定体系小委員会が、その後3回にわたる討議をおこなって作成したものである。すでに定められている審議日程により、本案は総合部長一任のまま、各部会の第2回会議の検討を経たうえ9月の第2回総合部会において決定される最終案の骨子をなすものである。

II 基本方針

国民経済計算の整備ならびに統合の具体的方向としては国民所得勘定の体系整備を中心として、その視野の拡大——同体系を構成する個別勘定の拡充——の観点から、その他の経済計算との接合・関連を振り下げて行くことが明らかにされているが、とくに現段階においては、産業連関表と国民所得勘定との統合を目標とする。そのさい、勘定体系を設計する基本的態度としては、今後、比較的長期にわたる国民経済計算のあるべき姿を念頭におきながら、いたずらに理想的な設計にとらわれることなく、また、現在の体系に著しい変更を加えることなく、慎重におこなうこととしたが、しかし、制度上の変更や、国際基準に照らして、改訂が妥当と判断される点については、このさい可能な限りとり入れることとした。

III 検討事項と勘定体系の設計

とりあげられた検討事項は大別して四つに分けられる。

1. 産業連関表と国民所得勘定との統合における“国内”概念と

“国民”概念について。

- 2 国民所得勘定体系の設計と生産、分配、支出三面からの具体的推計との関連、主要勘定における統合分配勘定の設置、および処分勘定と海外勘定における振替項目の表示形式について。
- 3 国民所得主要勘定と付属表の体系ならびに各勘定項目の定義
- 4 用語法の改訂およびその他の事項について。

これらの諸点について、概略、下記のような討議をへていちおうの結論に達した。

1. “国内”と“国民”概念について

問題は、第1回総合部会において、すでに倉林専門委員から「争務局案にうたっている国際比較と産業連関表との統合の両者を満足させる勘定体系は非常に困難ではないか」との質問で提示された。いうまでもなく、産業連関表では“国内”概念で表示され、現行国民所得勘定は“国民”概念によっている。したがって両者は単純には結びつかない。

この場合、国際比較ということを目連標準方式の採用を等しく考えて、同方式に切りかえるならば、国民所得勘定の総括勘定は“国内”概念となり、この限りで、産業連関表との統合が容易に表示される。この点についてのEEC方式(“国民”概念)の諸国において、産業連関表との統合の面で苦慮しているし、また、ノルウェーにおいては、“国内”とも“国民”とも判然しない概念にもとづいて、産業連関表との統合がおこなわれている現状である。

しかしながら、わが国においては、従来から、たとえば「成長率」を“国民”総生産の増加率であらわしてきた慣例があり、すでに一般化している“国民”概念を“国内”概念に切りかえることはこのさい採用しなかった。したがって、国民所得主要勘定では“国民”概念をとり、付属表において“国内”概念の表示をおこなって、産業連関表との統合を意図することとした。

2. 勘定体系の設計と推計値との関連

ここでの問題は、大別して三つに分かれる。以下、順次検討内容を示すこととする。

(1) 問題は、国民所得主要勘定の設計において、具体的推計の問題とは切りはなして、各項目を一元化された形で表示するか、それとも、具体的推計値の差異を明示しうる形の勘定体系とするかということである。

たとえば、総括勘定の個人消費支出は、処分勘定の対応項目と同一計数が表示されるのが、勘定体系上の原則とされるであろうが、しかし、実際には、一方を物的方法で推計し、他方を人的方法で推計するならば、異なる計数が得られ、それらを、不実合のまま表示することも、一つの表示形式である。「国民所得」についても、物的方法によるいわゆる「生産国民所得」と人的方法による「分配国民所得」を二元的に表示する体系とするか、それとも何らかの方法によって一元化するかなど、同様の問題は、推計の問題を考慮する限りあらゆる勘定項目において生ずる。

今回の国民経済計算の整備の重点が、具体的計数の決定にお

かれた面からみれば、実際問題として、二元論的立場を無視することはできないが、それは“と”いて二元論に徹することは、あらゆる部分で不突合を生じ、その不突合をいかに処理するかは勘定体系とさわめて複雑・困難な問題となる。

したがって、もう一つの考え方として、基礎データ、推計方法に優劣順位を付して、精度の高いと判定される推計値をとる混合一元論の立場もあること、そして、異種推計値の不突合が比較的少なければ、これを各構成項目に割り振り、あるいは、特定の項目に包含させても集計値全体の構成比重には、影響することがない点に、この混合一元論が可能であることを考慮して、以下のような処理を各部会に要請する。すなわち、各部会では、各推計値について無理な一元化を避けて、各種の推計方法による推計値と、それらについての判断材料を総合部会に提供する。このように実態を明らかにした上で、条件を付けながら、勘定体系として一元化することに努力する。

(2) 国民所得主要勘定に、統合分配勘定を設置することは、勘定体系の完全接合 (*full articulation*) という観点から重要である。したがって、米国方式のように、「国民所得」の集計値を二次的概念とする処理はとらず、また、わが国の現行のように、付表の一つとしてしめす方式もとらない。

しかしながら、この勘定は、生産・分配・支出という経済循環の分配面について、“分配論”の基礎となりうるほど強い意味をもたず、概括的に、「国民所得」の構成要素をあらわす程度の意味を持つにすぎない。したがって、別に適当な名称があ

れば、それを採用することとする。

(3) 個人、政府の処分勘定および、海外勘定において種々の振替項目が存在するが、これらを、*gross* 表示にするか、*net* 表示にするかは、なんら理論上の決め手はない。また、わが国の現行方式はこの点で統一されていない。したがって、このさい、国際基準にならって *gross* 表示をとることとする。とくに、「社会保険にたいする負担」は、以前における“契約”的性質からむしろ“義務”的性質に制度的変更をとりた事実にかんがみ、直接税に準ずる処理とした。この項目の *gross* 表示によって、個人の処分勘定における「個人所得」の絶対額（したがって「個人支出」も同様）が変化するが、可処分所得、貯蓄率には変化は生じない。

なお、国連方式では、国内外におけるすべての振替を、經常振替と資本振替に区分して、部門別の經常勘定と資本調整勘定を設置しているが、わが国の現状では今ただちに実行は困難であると判断し、すべて經常振替として処理する。資本調整勘定の設置は、今後の研究課題とする。

3. 国民所得主要勘定と付属表の体系

以上の検討結果をとり入れるとともに、国民経済計算調査委員会報告の勧告ならびに、国際的基準を勘案して、国民所得主要勘定と付属表ならびに各勘定項目の定義を以下のように定める。

(1) 国民所得主要勘定

1. 国民総生産と総支出勘定

2. 統合所得分配勘定

借 方	貸 方
1.1 要素費用表示の国民所得 (2.9)	1.5 個人消費支出 (3.1)
1.2 資本減耗引当 (5.3)	1.6 政府の財貨サービス經常購入 (4.1)
1.3 間接税 (4.8)	1.7 国内総資本形成 (5.1)
1.4 (控除) 補助金 - (4.2)	1.8 輸出と海外からの所得 (6.1)
	1.9 (控除) 輸入と海外への所得 (6.4)
市場価格表示の国民総生産	市場価格表示の国民総支出

2.1 雇用工所得 (3.6)	2.9 要素費用表示の国民所得 (1.1)
2.2 個人業主所得 (3.7)	
2.3 個人の財産所得 (3.8)	
2.4 法人留保 (5.4)	
2.5 法人税 (4.7)	
2.6 政府の財産所得等 (4.10)	
2.7 (控除) 公債利子 (4.11)	
2.8 (控除) 消費者負債利子 (3.9)	
要素費用表示の国民所得	要素費用表示の国民所得

3. 個人の処分勘定

3.1 個人消費支出 (1.5)	3.6 雇用者所得 (2.1)
3.2 個人税および税外負担 (4.6)	3.7 個人業主所得 (2.2)
3.3 社会保険にたいする負担 (4.9)	3.8 個人の財産所得 (2.3)
3.4 海外への振替 (6.5)	3.9 (控除) 消費者負債利子 (2.8)
3.5 個人貯蓄 (5.5)	3.10 政府からの振替 (3.10)
3.11 海外からの振替 (6.2)	
個人所得の処分	個人所得

4. 政府の処分勘定

4.1 財貨サービス経常購入 (1.6)	4.6 個人税および税外負担 (3.2)
4.2 補助金 (1.3)	4.7 法人税 (2.5)
4.3 個人への振替 (3.10)	4.8 間接税 (1.3)
4.4 海外への振替 (6.6)	4.9 社会保険にたいする負担 (3.3)
4.5 政府経常余剰 (5.6)	4.10 海外からの振替 (6.3)
	4.11 政府の財産所得等 (2.6)
	4.12 (控除) 公債利子 (2.7)
経常支出	経常収入

5. 統合資本形成勘定

5.1 国内総資本形成 (1.7)	5.3 資本減耗引当 (1.2)
5.2 海外にたいする債権の純増 (6.7)	5.4 法人留保 (2.4)
	5.5 個人貯蓄 (3.5)
	5.6 政府経常余剰 (4.5)
総資本形成	総貯蓄

6. 統合外国勘定

6.1 輸出と海外からの所得 (1.8)	6.4 輸入と海外への所得 (1.9)
6.2 海外から個人への振替 (3.11)	6.5 個人から海外への振替 (3.4)
6.3 海外から政府への振替 (4.10)	6.6 政府から海外への振替 (4.4)
	6.7 外国にたいする債権の純増 (5.2)
経常受取	経常支払

(ロ) 付 属 表

ノ 国民総生産と総支出勘定に関して

(i) 部門別生産勘定表 (基準年次について、購入着価格表示)

		1	2	3	4	5	6					13	14	15	16	17	18	19	20	21
		農 業	林 業	水産業	鉱 業	製造業						その他 サービス	中間産出 計(14+15)	個人 消費	政府 消費	固定 投資	在庫 投資	輸出	最終産出 計(18+19)	産出計 (14+20)
1	農 業																			
2	林 業																			
3	水 産 業																			
4	鉱 業																			
5	製 造 業																			
	金属工業																			
	機械工業																			
	...																			
6	建 設 業																			
7	ガス・電気・水道																			
8	運輸・通信																			
9	卸小売業																			
10	金融・保険・不動産																			
11	住宅所有																			
12	公 務																			
13	サービスその他																			
14	輸 入																			
15	財貨サービス計																			
16	減価償却																			
17	間接税-補助金																			
18	国内純生産 雇用人所得 その他の付加価値																			
19	投 入 計																			

(注) 可能なかぎり、国連標準方式の産業分類による。

(ii) 要素費用表示の産業別国内純生産

1	農	業
2	林	業
3	水	産 業
4	鉱	業
5	建	設 業
6	製	造 業
	食 料 品 製 造 業	
	粉 織 業	
	木材および木製品製造業	
	紙および類似品製造業	
	出版印刷および類似産業	
	化 学 工 業	
	ガラスおよび土石製品製造業	
	オー次金属製造業	
	金属製品製造業	
	機 械 製 造 業	
	電気機械器具製造業	
	輸送用機械器具製造業	
	その他の製造業	
7	運輸通信その他公益事業	
8	卸 売 小 売 業	
	金融保険不動産業	
9	住 宅 所 有	
10	公 務	
11	サ ー ビ ス 業	
	合計(要素費用表示の国内純生産)	
12	海外からの純所得	
	合計(要素費用表示の国民純生産)	
	または国民所得	

(iii) 産業別・所得形態別国内純生産

農 業:	
	雇 用 者 所 得
	個 人 業 主 所 得
	そ の 他
⋮	
製 造 業:	
	雇 用 者 所 得
	個 人 業 主 所 得
	営 業 利 潤
	そ の 他
⋮	
公 務:	
	雇 用 者 所 得
⋮	
住 宅 所 有:	
	賃 貸 料
家 事 サービス:	
民間非営利団体サービス:	
	合計: 要素費用表示の国内純生産
	内訳 { 雇 用 者 所 得 総 計
	{ 営 業 利 潤 等 総 計

(注) 部門別生産勘定の産業分類による。前記(b)表と結合した表章形式も可能。現行の分配国民所得から産業別国民所得への組替表の表章形式も考えられる。

参考: 国連標準方式第2表 要素費用による産業源泉別国内総生産

(注) 製造業以外の業種については、細分類を省略した。可能な限り、国連標準方式の産業分類による。次の(c)表と結合した表章形式も可能。

2 総合所得分配勘定に関して

(i) 部門別・所得形態別国民所得

民 間：	
	雇用者所得
	個人業主所得
	法人所得
	財産所得
政 府：	
	雇用者所得
	事業剰余
	財産所得
海 外：	
	海外からの純所得
合 計：要素費用表示の国民所得	
内訳	<ul style="list-style-type: none"> ┌ 国内概念による雇用者所得 ├ 国内概念によるその他の所得 └ 海外からの純所得

(注) 民間部門は、民間企業（個人、法人）と家計および民間非営利団体である。政府部門は一般政府と官公事業を含む。

参考：国連標準方式 オ3表組織体別国民所得

(ii) 国民所得の分配

1. 雇用者所得
a 賃金、俸給
b その他の給与および手当
c 社会保険雇主負担
2. 農業、およびその他の個人企業より家計が受けとる所得
a 農業所得
b その他の個人企業所得
3. 家計および民間非営利団体が受取る財産所得
a 賃貸料
b 利 子
c 配 当
d 法人企業から家計および民間非営利団体への振替
4. 法人留保
5. 法 人 税
6. 政府の財産・企業による所得
a 政府企業の利潤
b 賃貸料、利子および配当
7. (控除) 公債利子
(控除) 消費者負債利子
国民所得

3 個人の処分勘定に関して

(1) 支出品目別、支出形態別個人消費支出

1	食 品
2	飲 料
3	煙 草
4	衣料およびその他身廻品
5	燃料および灯火
6	賃貸料および水道料
7	家具備品および世帯道具
8	家庭内作業
9	化粧品および保健
10	交通および通信
11	レクリエーションおよび娯楽
12	その他のサービス
13	(控除) 海外へ送られた現物贈与 (純額) (1~13) 国内市場における個人消費支出
14	海外における居住者の支出
15	(控除) 当該国における非居住者の支出
合計 (家計および民間非営利団体の消費支出)	
1	耐 久 財
2	非 耐 久 財
3	サ ー ビ ス

* 政府の処分勘定に関して経済分類、機能分類の二重分類表が、国民経済計算調査委員会報告に示唆されているが、現在なお、財政分科会において検討中であるから、その検討結果をまわって政府勘定の付属表を定めるものとする。

5 統合資本形成勘定に関して

(i) 国内総資本形成の主体別、産業別、資本財種別分類表

主 体 別	産 業 別 (購 入 者 別) (用 途 別)	資 本 財 種 類 別 (品 目 別)
民間総資本形成 個人住宅 家 計 民間非営利団体Ⅰ 生産者耐久施設 法人企業 個人企業 民間非営利団体Ⅱ 在庫品増加 法人企業 個人企業	農 林 水 産 業	総固定資本形成
	鉱 業	土 地 (造成改良等)
	建 設 業	建 物
	製 造 業	住 宅
		非居住用
		構 築 物
		機 械 装 置
		輸 送 用 機 器
		器 具 備 品
		建設仮勘定
政府総資本形成 固定資本形成 中央政府 一般行政 政府企業	商 業 卸 売 小 売 運輸通信公益事業	大動植物
地方政府 一般行政 政府企業		在庫品増加
在庫品増加 中央政府企業 地方政府企業	不 動 産 業 金 融 保 険 業 サ ー ビ ス 業 一 般 行 政 有 住 宅 所 有	製 品 商 品 仕 掛 品 原 材 料 貯 蔵 品
国内総資本形成	国内総資本形成	国内総資本形成

(ii) 国内総資本形成の部門別、形態別二重分類表

部門	形態		生産者 耐久施設	在庫	合計
	建設 住宅	非住宅			
国内民間総資本形成					
国内政府総資本形成					

(iii) 部門別資本取引勘定の作成が、国民経済計算調査委員会報告に示唆されており、これは、資金循環表や、国民貸借対照表との統合に役立つものであるが、現段階ではなお研究中であるため明示されない。これにたいする理解は、国連標準方式における資本調整勘定およびOECD方式における部門別資本取引勘定によってえられる。

6 統合外国勘定に関して

(i) 海外収支の細目表

1. 財政と非要素サービスの輸出 (a) 商品 (fob) (b) 貨物運賃および保険 (c) その他の運輸 (d) その他の非要素サービス
2. 非居住者(外国人)の国内消費支出 (a) 旅行 (b) その他
3. 海外からの要素所得受取 (a) 投資所得 (b) その他の要素所得
4. 合計：財貨・サービスの輸出と海外からの所得受取
5. 財貨と非要素サービスの輸入 (a) 商品 (fob) ⋮ (d)
6. 居住者(日本人)の海外消費支出 (a) 旅行 (b) その他
7. 海外への要素所得支払 (a) 投資所得 (b) その他の要素所得
8. 合計：財貨・サービスの輸入と海外への所得支払
9. 輸出入と所得の収支差
10. 海外からの振替受取
11. 海外への振替支払
12. 海外にたいする債権の純増